

ポートアイランド新グラウンド（港島南町）  
整備事業（デザインビルド方式）

落札者決定基準

令和2年12月11日

神戸市

# 目 次

1. 審査の概要	1
1.1 落札者決定基準の位置づけ	1
1.2 審査方法の概要	1
1.3 審査の流れ	1
1.4 落札者の決定	2
1.5 提案内容の位置づけ	2
2. 第一次審査	3
3. 第二次審査	3
3.1 入札価格の確認	3
3.2 評価項目に係る審査	3
4. 総合評価	5
4.1 総合評価の手順	5
4.2 総合評価点の計算式	5

## 1. 審査の概要

### 1.1 落札者決定基準の位置づけ

本書は、神戸市（以下「市」という。）が、ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業（デザインビルド方式）（以下「本事業」という。）に係る設計・施工・工事監理業務を一括して実施する民間事業者を募集・選定するにあたり、最も優れた提案を審査し、選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、本事業の入札参加希望者を対象に配布する「入札説明書」と一体のものである。

### 1.2 審査方法の概要

市では、本事業に、設計・施工・工事監理業務を一括して実施するデザインビルド方式を採用することにより、民間事業者の技術やノウハウを活かし、グラウンド機能の充実及び利用者の利便性の向上、工事期間や財政負担等の縮減、効率化を図ることを目指している。

そこで、落札者の決定については、競争性の確保と、民間事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、総合評価一般競争入札方式を採用する。

### 1.3 審査の流れ

審査は、2段階に分けて実施するものとし、入札参加者の資格要件を確認する第一次審査と、第一次審査に合格した入札参加者の提案内容を審査する第二次審査を実施する。

第一次審査は、入札参加者について、書類審査によって第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定する。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査に影響しないものとする。

第一次審査	資格要件に係る審査
第二次審査	評価項目に係る審査

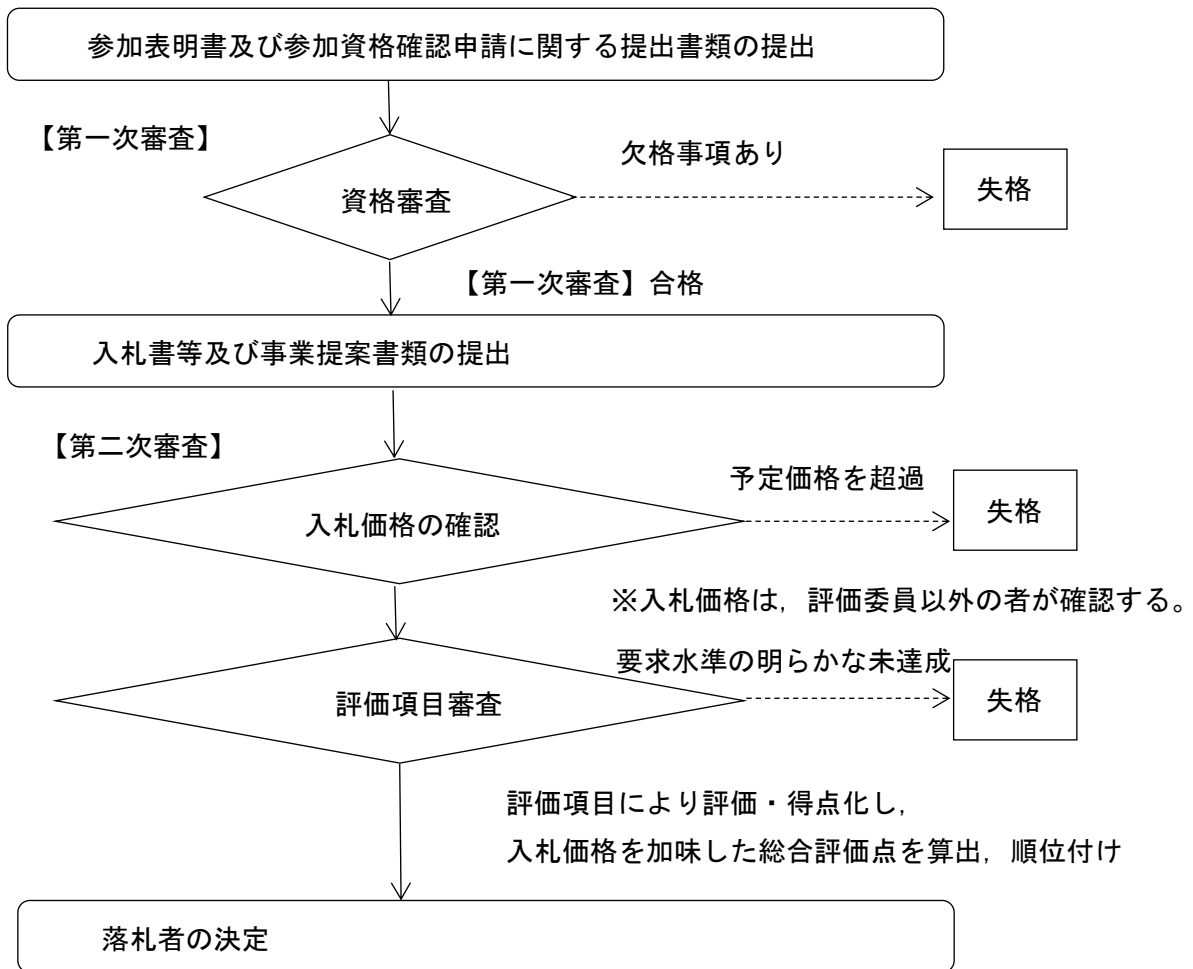


図1 審査の流れ

#### 1.4 落札者の決定

第一次審査に合格した入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類の内容について、第二次審査として本書に基づき評価・得点化を行い、得点の最も高い提案をした入札参加者を落札者として選定する。

第二次審査に進んだ入札参加者が1者であった場合には、当該入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類の内容を審査し、入札価格の予定価格超過や要求水準の明らかな未達成等の失格要件に該当せず、「3.2 評価項目に係る審査」に定められた方法による得点化において、評価項目審査の点数が12点以上であれば、当該入札参加者を落札者として選定する。

#### 1.5 提案内容の位置づけ

本事業では、入札時点で設計が完了していないため、提案内容をそのまま実施することを求めるものではなく、事業契約書に定める「設計業務」が完了した後に、仕様や改築工事業務の具体的内容が決定されるものとなる。ただし、総合評価一般競争入札においては、提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意すること。

### (1) 評価項目に係る審査の扱い

評価項目に基づく審査では、要求水準以上の提案が具体的になされている内容について得点が付与される加算評価を行う。このため、落札者が提案した提案内容が、事業契約書で定める要求水準となることに留意すること。

### (2) 審査段階の意見の扱い

審査段階において、入札参加者からの提案内容に対して市から意見が出される場合がある。この場合、事業契約の締結の段階で、落札者は市が提示した意見を事業の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならない。

## 2. 第一次審査

書類審査により、参加資格要件の確認を行い、本事業への入札参加資格要件の審査を行う。参加資格要件を備えていない場合は、失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

## 3. 第二次審査

入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類の内容を審査する。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別のヒアリングを実施する。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書類における提案内容と同等の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

### 3.1 入札価格の確認

入札参加者が入札書等に記載した入札価格が、市の設定する予定価格（入札説明書を参照のこと。）を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。

### 3.2 評価項目に係る審査

入札参加者の提案内容について、審査基準に基づき評価項目に係る審査を行う。なお、提案内容が明らかに要求水準を満たしていないと判断した場合には、その入札参加者は失格とする。

評価項目に係る審査の配点は、加算点 40 点として、次の「表1 評価項目及び配点等」及び「表2 加算点における各評価項目の得点化基準」に示す評価項目及び配点に従い、入札参加者の提案内容について評価し得点化する。

なお、提案内容の審査にあたっては、5名以上の市職員によって構成された評価委員会を設置して審査を行う。

表1 評価項目及び配点等

評価項目	評価の視点	配点
①設計・施工・体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・工事監理・施工の体制が充実しているか</li> <li>・業務を遂行するために必要な知識・経験及び実績を有しているか</li> <li>・地元企業の活用（予定市内下請業者の有無等）</li> </ul>	8
②設計・施工・計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた技術提案がなされているか</li> <li>・適切な品質，出来形を確保した計画であるか</li> <li>・耐久性等を考慮した材料提案であるか</li> <li>・施工上の配慮事項に関する提案</li> </ul>	12
③工程計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された工程計画が適切かどうか</li> <li>・工程管理及び工期短縮に関する提案</li> <li>・周辺環境・安全性確保への配慮，トラブル発生時の対応</li> </ul>	12
④維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランニングコスト及び施設更新費用の低減策</li> <li>・維持管理を容易にするための提案があるか</li> </ul>	8
加算点 40 点		

表2 加算点における各評価項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	具体的に極めて優れた提案がある	配点×1.0
B	具体的に優れた提案がある	配点×0.8
C	具体的に提案がある	配点×0.4
D	特に要求水準を超える提案がない（要求水準どおり）	配点×0

## 4. 総合評価

### 4.1 総合評価の手順

「4.2 総合評価点の計算式」により算出された総合評価点の最も高い者を落札者として選定する。

なお、最も高い総合評価点の者が2者以上あるときは、加算点の高い者を落札者とし、更に加算点と同点である場合には、くじ引きにより落札者を選定する。

### 4.2 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式に基づいて行う。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{標準点 (100 点) + 加算点 (40 点満点)}}{\text{入札価格}} \times 10^7$$

標準点：入札参加者の事業提案書類が、発注者が示す要求水準を満たした場合に 100 点を付与する。

加算点：表 1 のとおりとする。